

# 第 3 3 回総会議事録

(令和 5 年 3 月 2 4 日開催)

横浜市南西部農業委員会

| 横浜市南西部農業委員会 第33回総会 議事録 |  |
|------------------------|--|
| 日 時                    | 令和5年3月24日(金曜日) 14時00分 16時35分   |
| 開催場所                   | 戸塚区役所 8階大会議室A  |
| 出席者の状況                 | 総農業委員数 25名<br>出席農業委員数 23名<br>(農業委員12名・農地利用最適化推進委員11名)<br>欠席農業委員数 2名(別添出欠状況表のとおり)   |
| 開催形態                   | 公開(傍聴者 0名)   |
| 議 題                    | <p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 令和6年度税制改正要望について</p> <p>第12号議案 横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について</p> <p>第13号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定について</p> <p>第14号議案 令和4年度第32回総会第4号議案(相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について)第86号で議決された議案の変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農地法第5条許可議案案件（令和4年度第31回総会議案）に対する取り下げについて</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県農林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて</li> <li>※第34回総会（4月25日開催）において審議決定</li> <li>・令和5年4月1日以降の農地法第3条許可申請の下限面積要件廃止について</li> <li>・生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について。</li> <li>※対象委員に来月現地立会いを依頼。</li> </ul>  |
| <p>審議結果</p> | <p>第1号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>21号 許可</li> <li>22号 許可</li> <li>23号 許可</li> <li>24号 許可</li> </ul> <p>第2号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>17号 許可相当</li> <li>19号 許可相当</li> </ul> <p>第3号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>37号 承認</li> <li>38号 承認</li> </ul> <p>第4号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15号 承認</li> </ul> <p>第5号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>89号 承認</li> <li>90号 承認</li> <li>91号 承認</li> <li>92号 承認</li> <li>93号 承認</li> <li>94号 承認</li> <li>95号 承認</li> </ul> <p>第6号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸14-12 承認</li> <li>保14-01 承認</li> </ul> <p>第7号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20号 承認</li> <li>21号 承認</li> </ul> <p>第8号議案</p> |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>12号 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>泉 65 承認</p> <p>泉 158 承認</p> <p>瀬谷 152 承認</p> <p>戸塚 118 承認</p> <p>第10号議案</p> <p>9号 承認</p> <p>第11号議案</p> <p>承認</p> <p>第12号議案</p> <p>承認</p> <p>第13号議案</p> <p>承認</p> <p>第14号議案</p> <p>承認</p> |
| 議 事          |  |
| 事務局          | <p>(開会 午後2時00分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>   |
| 議長           | <p>第33回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は23名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第33回総会を開会いたします。議事録署名人は、臼居喜代志委員と安西八幸委員にお願いします。</p>   |
| 事務局<br>高橋功委員 | <p>それでは議題に入らせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;第1号議案第21号を朗読&gt;</p> <p>上瀬谷小学校東側の農用地4筆1団地ほか16筆7団地及び調整白地1筆の計21筆9団地です。経営移譲のための世帯内贈与となります。肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>              |
| 議長           | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第1号議案第21号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員<br>議長     | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第1号議案第21号については、許可と決定します。</p>  |
| 議長           | <p>次に、第1号議案第22号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>事務局<br/>高橋功委員</p> | <p>す。<br/>         &lt;第1号議案第22号を朗読&gt;<br/>         上瀬谷小学校から東に約500mの農用地5筆1団地ほか2筆1団地の計7筆2団地です。経営移譲のための世帯内贈与となります。肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>   |
| <p>議長</p>            | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。<br/>         第1号議案第22号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| <p>委員<br/>議長</p>     | <p>(総員挙手)<br/>         総員挙手と認め、第1号議案第22号については、許可と決定します。</p>  |
| <p>議長</p>            | <p>次に、第1号議案第23号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局<br/>高橋功委員</p> | <p>&lt;第1号議案第23号を朗読&gt;<br/>         上瀬谷小学校から東に約750mの農用地10筆1団地です。経営移譲のための世帯内贈与です。肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>   |
| <p>議長</p>            | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。<br/>         第1号議案第23号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| <p>委員<br/>議長</p>     | <p>(総員挙手)<br/>         総員挙手と認め、第1号議案第23号については、許可と決定します。</p>  |
| <p>議長</p>            | <p>次に、第1号議案第24号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局<br/>高橋功委員</p> | <p>&lt;第1号議案第24号を朗読&gt;<br/>         上瀬谷小学校から北東に約150mの農用地2筆1団地ほか5筆3団地及び調整白地3筆1団地の計10筆5団地です。経営移譲のための世帯内贈与です。肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>   |
| <p>根本推進委員</p>        | <p>今回、経営移譲が全て瀬谷町の地域ですが、花博の区画整理等に絡んで経営移譲を促したというか、行政と話しながらこういうふうになったのか、それとも偶然重なっただけであって、そういうのと絡んで経営移譲した方がメリットはあるよということで進めていた、ということはないですか。</p>  |
| <p>高橋功委員</p>         | <p>推進はしていません。上瀬谷の区画整理は物流ゾーン、観光賑わいゾーン、農地と、国有地の公園の4つにエリア分けされています。次代にどういう形になるかわからないですけれども、みなさん高齢なので、農地で残すという形になれば、比較的若い世代の方たちが譲渡を受けているので、農業振興ゾーンは新たな農業振興として区画もきちっとされて畑かん(畑地灌漑)をする予定ですので、今のうちにそういう判断をされているという私の認識です。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 根本推進委員 | <p>地権者の方に、どういうふうにしていくとメリットがありますよ、あるいはこうしておかないとデメリットを被りますよ、というのは言うておいてあげた方がいいとは思いますが。</p>   |
| 高橋功委員  | <p>私もウドのハウスがありますけれど、来年の6月で開発が始まるので使えなくなると聞いていますので、作付けなんかも考えてやらないといけなないので、何時から工事だというのも都市整備局から示されていません。10月以降でないとは分からない、となっています。</p>  |
| 議長     | <p>他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。<br/>第1号議案第24号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員     | (総員挙手)   |
| 議長     | <p>総員挙手と認め、第1号議案第24号については、許可と決定します。</p>  |
| 議長     | <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意思決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>&lt;第2号議案第17号を朗読&gt;<br/>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。<br/>雨水流出抑制施設設置協議について、道路局河川管理課と申請不要として協議済みです。また、雨水排水の接続についても、泉土木事務所と相談済みです。</p>   |
| 野渡委員   | <p>議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。</p>  |
| 遠藤推進委員 | <p>飯田北いちょう小学校から北西へ約250mの農振白地1筆です。譲受人が土地を貸借し、隣接する資材置場と一体になるよう整備するものです。<br/>譲受人は神奈川県及び東京都で型枠大工工事業を営んでおり、申請地の北側に隣接する資材置場を賃貸していますが、事業拡大に伴う資材や従業員の通勤用車両の増加により、現在の敷地の利用に支障をきたしています。<br/>本件の転用では、資材置場及び駐車スペースを拡大することを目的としています。申請地は資材及び車両11台(通勤用車両7台+重機4台)を置くのに必要最低限の面積となっています。<br/>申請地の北側は既存事業地、東・西・南側は道路です。北側既存事業地の鋼板を一部撤去して一体利用できるようにし、駐車スペースを除く外周に安全鋼板を設置します。場内は透水性アスファルト舗装を行い、雨水は自然浸透及び新設U字溝を道路側溝に接続し処理します。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。</p> |
| 議長     | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。<br/>第2号議案第17号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| 委員<br>議長       | (総員挙手)<br>総員挙手と認め、第2号議案第17号については、許可相当と決定します。   |
| 議長             | 次に、第2号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局            | <第2号議案第19号を朗読><br>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法違反はなく、預金通帳の写しによって資力があることを確認しています。開発行為許可申請は受付済み、雨水浸透阻害行為許可を、みどりアップ推進課と緑化協議、切土盛土について神奈川県治水事務所に協議不要と確認済みです。  |
| 北村委員<br>小宮推進委員 | 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。<br>公文国際学園中等部から北西へ約250mの農振地4筆です。譲受人が土地を購入し、障害児支援事業所を建築するものです。申請者が4名の土地所有者から購入し、重症心身障害児のための通所施設を建築するものです。運営本部や、地域中核病院（横浜医療センター）から近い為、専門スタッフの連携、サービスの質の確保・継続を図る為、医療機器や医療ベッド、ストレッチャーによる送迎できる設備を確保できる場所を選定・検討したが、該当する場所がありませんでした。想定している設備を確保するため、必要最小限の面積をなっています。<br>建物はRC構造2階建てで、東側に建築、南北に長い為西側畑への日影の影響はありません。<br>申請地の北側は住宅地、東側及び南側は道路、西側は畑です。東側は道路中心から2.25mセットバックし、北東部の隅切りを施行し道路の拡幅を行います。北側の住宅地側はCBの上にフェンスを設置します。西側はRC擁壁の上にフェンスを設置し隣地畑への支障はありません。場内はアスファルトの他は芝生とし、雨水は雨水浸透施設、側溝を設置し、南側下水管に接続し処理します。汚水は取付管を設置し、南側既設下水管へ接続し処理します。<br>周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。 |
| 安西健一委員<br>事務局  | 南側の右側の道路幅は現時点で何メートルくらいあるのですか。<br>細い方は法除外となっていて、現況で2mです。  |
| 安西健一委員<br>事務局  | 3mセットバックするのですか。<br>中心から2mセットバックする予定になっております。   |
| 安西健一委員         | 3mくらいしか幅がないですね。こういう施設の場合、最低でも4.5mとかそれくらいないと許可が下りないと思うのですが、大丈夫でしょうか。  |
| 事務局            | ここは住宅街が広がっていて、すでに交通量が多い所となっています。そのため今回のセットバックは元々、地域の要望によってすることになっ  |

ておりまして、その反対側も農地になっていて、盛り土になっています。そのため今回の建築に合わせて、自分の方が下がるという形になっており、大体の幅員が4m近くになるのですが、東側の法地を考えると3mちょっと基本的には道路の方から下がる処置をする予定になっております。

安西健一委員

建築の許可は下りるのですか。

事務局

はい。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第19号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案第19号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第37号を朗読>

横山委員

泉区役所から北に約300mの農振白地1筆です。昭和39年頃に自宅及び牛舎を建築し、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第37号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第37号については、承認と決定します。

議長

次に、第3号議案第38号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第38号を朗読>

野渡委員

中和田南小学校から南西へ約200mの調整白地3筆です。昭和53年頃から資材置場として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第38号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第38号については、承認と決定します。

議長

次に、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 事務局<br>北村委員           | <p>&lt;第4号議案第15号を朗読&gt;</p> <p>東俣野小学校から南へ約250mの調整白地4筆、農振区域1筆、生産緑地1筆4団地です。ダイコンやネギ等の露地野菜のほか、ウメなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>  |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第4号議案第15号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員<br>議長              | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第4号議案第15号については、承認と決定します。</p>   |
| 議長                    | <p>次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>北村委員<br>小宮推進委員 | <p>&lt;第5号議案第89号を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については小宮推進委員から説明します。</p> <p>県立桜陽高等学校から北へ約150mの農用地6筆、振興地域1筆で合計7筆です。ダイコンや白菜、ジャガイモなど露地野菜を栽培しており、肥培は管理良好です。御審議をお願いします。</p>                 |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第89号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員<br>議長              | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第89号については、承認と決定します。</p>   |
| 議長                    | <p>次に、第5号議案第90号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>高橋孝至委員<br>田中委員 | <p>&lt;第5号議案第90号を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については田中推進委員から説明します。</p> <p>横浜市営地下鉄ブルーライン舞岡駅から北西に約150m、西に約100mから約350m、南に約150mから約300mにある農用地24筆8団地です。露地野菜、栗、梅、水稻などを栽培しており、肥培管理は良好です。</p> |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第90号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員<br>議長              | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第90号については、承認と決定します。</p>   |
| 議長                    | <p>次に、第5号議案第91号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>鈴木委員           | <p>&lt;第5号議案第91号を朗読&gt;</p> <p>戸塚中学校から北へ約120mの生産緑地4筆です。ダイコンを栽培して</p>  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 議長                       | <p>おり、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第91号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員<br>議長                 | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第91号については、承認と決定します。</p>  |
| 議長                       | <p>ここで、議事参与の制限により、横山委員はいったん退室をお願いします。</p> <p>(横山委員 退室)</p>   |
| 議長                       | <p>次に、第5号議案第92号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局<br>安西健一委員<br>安西勤推進委員 | <p>&lt;第5号議案第92号を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。</p> <p>相鉄線いずみ野駅から西に約300mの農用地ほか6筆3団地です。特定貸付によりホウレン草やキャベツなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> |
| 議長                       | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第92号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員<br>議長                 | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第92号については、承認と決定します。</p>  |
| 議長                       | <p>横山委員の入室をお願いします。</p> <p>(横山委員 入室)</p>  |
| 議長                       | <p>次に、第5号議案第93号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局<br>安西健一委員<br>安西勤推進委員 | <p>&lt;第5号議案第93号を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については安西勤推進委員から説明します。</p> <p>環状4号線上飯田町大塚交差点から北東に350mの農振白地9筆です。特定貸付によりキャベツなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>     |
| 議長                       | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第5号議案第93号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員                       | <p>(総員挙手)</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| 議長            | 総員挙手と認め、第5号議案第93号については、承認と決定します。   |
| 議長            | 次に、第5号議案第94号を審議します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>安西八幸委員 | <p>&lt;第5号議案第94号を朗読&gt;</p> <p>横浜新道上矢部ICから北東に約200mの生産緑地1筆1団地、秋葉小学校から北西に約350mの生産緑地3筆1団地です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>               |
| 議長            | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。  |
| 委員<br>議長      | <p>第5号議案第94号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第94号については、承認と決定します。</p>                                       |
| 議長            | 次に、第5号議案第95号を審議します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>高橋孝至委員 | <p>&lt;第5号議案第95号を朗読&gt;</p> <p>平戸中学校から南西に約350mの生産緑地4筆2団地です。梨、みかん、桃の果樹と露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>                                  |
| 議長            | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。  |
| 委員<br>議長      | <p>第5号議案第95号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第5号議案第95号については、承認と決定します。</p>                                       |
| 議長            | 次に、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>北村委員   | <p>&lt;第6号議案 戸14-12 を朗読&gt;</p> <p>東俣野中央公園から北西や約600m、400m、西へ約300mの農用地、振興地域19筆5団地です。ハクサイやダイコン、コメなど露地野菜のほか、花苗を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> |
| 議長            | 御質問はありませんか。なければ採決を行います。  |
| 委員<br>議長      | <p>第6号議案戸14-12について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第6号議案戸14-12については、承認と決定します。</p>                                   |
| 議長            | 次に、第6号議案 保14-01を審議します。事務局から説明をお願いします。  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 事務局<br>青木委員<br>相澤推進委員 | <p>&lt;第6号議案 保14-01 を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については相澤推進委員から説明します。</p> <p>原小学校から南東に約900mの調整白地7筆1団地ほか5筆3団地の計10筆4団地です。ネギなどの露地野菜及びカキ、ミカンなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p> |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第6号議案保14-01について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員                    | (総員挙手)   |
| 議長                    | 総員挙手と認め、第6号議案保14-01については、承認と決定します。   |
| 議長                    | 次に、第7号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。  |
| 事務局<br>高橋功委員          | <p>&lt;第7号議案第20号を朗読&gt;</p> <p>上瀬谷小学校東側交差点から南東へ約350mの農用地1筆です。排水改善のため、最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和5年4月1日から令和5年8月31日を予定しています。御審議をお願いします。</p>                             |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第7号議案第20号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員                    | (総員挙手)   |
| 議長                    | 総員挙手と認め、第7号議案第20号については、承認と決定します。   |
| 議長                    | 次に、第7号議案第21号を審議します。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局<br>高橋功委員          | <p>&lt;第7号議案第21号を朗読&gt;</p> <p>上瀬谷住宅前交差点の東側に隣接する農用地2筆です。排水改善のため最大2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和5年4月1日～令和5年9月30日を予定しています。御審議をお願いします。</p>                                    |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第7号議案第21号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員                    | (総員挙手)   |
| 議長                    | 総員挙手と認め、第7号議案第21号については、承認と決定します。   |
| 議長                    | 次に、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。  |
| 事務局<br>青木委員           | <p>&lt;第8号議案第12号を朗読&gt;</p> <p>県立瀬谷西高等学校から南に約500mの生産緑地1筆です。主たる従事者の死亡によるものです。高齢のため平成30年ごろから作業ができなく</p>  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 議長                    | <p>なり、令和4年4月に亡くなりました。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第8号議案 12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員<br>議長              | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第8号議案第12号については、承認と決定します。</p>  |
| 議長                    | <p>次に、第9号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局                   | <p>&lt;第9号議案 泉65を朗読&gt;</p> <p>&lt;第9号議案 泉158を朗読&gt;</p> <p>&lt;第9号議案 瀬谷152を朗読&gt;</p> <p>&lt;第9号議案 戸塚118を朗読&gt;</p> <p>買い取り希望者がいましたら、令和5年4月5日水曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。</p> |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第9号議案泉65、泉158、瀬谷152、戸塚118について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員<br>議長              | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第9号議案泉65、泉158、瀬谷152、戸塚118については、承認と決定します。</p>  |
| 議長                    | <p>次に、第10号議案「特定農地貸付けの承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>矢島委員<br>内田推進委員 | <p>&lt;第10号議案第9号を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については、内田推進委委員から説明します。</p> <p>小菅ヶ谷小学校から東に約400mの生産緑地3筆です。1区画10㎡または15㎡で、合計24区画作るものです。管理は開設者本人およびその家族が行います。御審議をお願いします。</p>   |
| 議長                    | <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第10号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>  |
| 委員<br>議長              | <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第10号議案第9号については、承認と決定します。</p>  |
| 議長                    | <p>次に、第11号議案「令和6年度税制改正要望について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局                   | <p>&lt;税制改正要望(案)を説明&gt;</p> <p>本日内容を決定して、令和5年3月末日までに神奈川県農業会議に提出</p>  |

します。なお、集約した意見の他、昨年度要望内容で今年度も情勢が継続しているものについては、今年も継続して要望を挙げていきたいと思えます。御審議をお願いします。

議長

御意見、御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 11 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 11 号議案については、承認と決定します。

議長

次に、第 12 号議案「横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<説明>

令和 5 年 4 月 1 日の農業委員会法改正に伴い、地域計画及び目標の達成状況の評価の方法について指針に盛り込む改訂を行います。

議長

御意見、御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 12 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 12 号議案については、承認と決定します。

議長

次に、第 13 号議案「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について説明>

この内容でよろしいか、御審議をお願いします。

議長

御意見、御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 13 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 13 号議案については、承認と決定します。

議長

次に、第 14 号議案「令和 4 年度第 32 回総会第 4 号議案（相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について）第 86 号で議決された議案の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<令和 4 年度第 32 回総会第 4 号議案第 86 号で議決された議案について説明>

適用農地のうち 4 筆が平成 30 年 3 月 15 日告示の線引き見直しにより、市街化調整区域から市街化区域へ編入されており、特例適用農地から 4 筆を除いた形で証明を発行します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 議長              | <p>御意見、御質問はありませんか。なければ採決を行います。<br/>第 14 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>   |
| 委員<br>議長        | <p>(総員挙手)<br/>総員挙手と認め、第 14 号議案については、承認と決定します。</p>   |
| 議長<br>事務局<br>議長 | <p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。<br/>＜報告事項第 1 号から第 5 号まで一括で報告＞<br/>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。<br/>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p> |
| 事務局             | <p>＜県農林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて＞<br/>＜令和 5 年 4 月 1 日以降の農地法第 3 条許可申請の下限面積要件廃止について＞</p>  |
| 農政推進担当          | <p>＜生産緑地追加指定申出地区の農地等への該当について＞</p>   |
| 議長              | <p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。<br/>御意見がないようでしたら、これをもちまして第 32 回総会を閉会いたします。<br/><br/>(閉会 午後 16 時 35 分)</p>                        |

令和5年3月24日開催 第33回総会出欠状況

【農業委員】

| 番号 | 氏名     | 役職名     | 出欠状況 | 備考     |
|----|--------|---------|------|--------|
| 1  | 北村 豁   | 会長      | 出席   | 議長     |
| 2  | 高橋 功   | 会長職務代理者 | 出席   |        |
| 3  | 矢島 寛   | 連合会理事   | 出席   | 議事録署名人 |
| 4  | 鈴木 宏   |         | 出席   | 議事録署名人 |
| 5  | 臼井 喜代志 |         | 出席   |        |
| 6  | 森 雅 則  |         | 欠席   |        |
| 7  | 安西 八 幸 |         | 出席   |        |
| 8  | 高橋 孝 至 |         | 出席   |        |
| 9  | 横山 重 雄 |         | 出席   |        |
| 10 | 福本 清   |         | 出席   |        |
| 11 | 野渡 リツ子 | 連合会理事   | 出席   |        |
| 12 | 奥村 玄   |         | 欠席   |        |
| 13 | 青木 司 光 | 連合会理事   | 出席   |        |
| 14 | 安西 健 一 | 連合会理事   | 出席   |        |

【農地利用最適化推進委員】

| 番号 | 氏名     | 役職名   | 出欠状況 | 備考 |
|----|--------|-------|------|----|
| 1  | 内田 克 己 |       | 出席   |    |
| 2  | 金子 秀 喜 |       | 出席   |    |
| 3  | 小宮 藤 正 |       | 出席   |    |
| 4  | 安西 勤   |       | 出席   |    |
| 5  | 相澤 藤 雄 |       | 出席   |    |
| 6  | 田中 豊   |       | 出席   |    |
| 7  | 間邊 巖   | 連合会理事 | 出席   |    |
| 8  | 根本 和 正 |       | 出席   |    |
| 9  | 門倉 和 美 | 連合会理事 | 出席   |    |
| 10 | 遠藤 誠 次 |       | 出席   |    |
| 11 | 高田 芳 明 |       | 出席   |    |

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員  
農政推進担当：野木係長